平成22年度国土交通省関係税制改正要望の見直しのポイント

1. 基本的考え方

去る9月29日に設置された税制調査会においては、具体的な税制改正案の策定に取り組んでおり、10月8日の内閣総理大臣からの諮問(府企第241号)を踏まえ、「マニフェスト(「三党連立政権合意書」を含む)において実施することとしている税制改正項目についてその詳細を検討すること」、「租税特別措置をゼロベースから見直すための具体的方策を策定すること」等とされている。

このため、大臣を中心とする政務三役会議において、既に8月末に提出されていた税制改正要望の見直し作業を行うとともに、関係団体からのヒアリング等も踏まえ、重要施策の推進のための項目を新たに追加する等、平成22年度国土交通省関係税制改正要望の見直しを行った。

2. 要望の減税額

今回の要望事項の見直しに当たっては、10月8日の第1回政府税制調査会において示された税制改正要望の見直しの留意点を踏まえ、要望事項が真に必要かどうかを精査し、できる限り積極的な絞り込みを行った。

特に、新規・拡充の減税を要望する事項については、財政規律を維持する観点から、いわゆるペイ・アズ・ユー・ゴー原則に基づき、見合い財源案・スクラップ事項と併せて提出するとともに、今回延長を要望した事項も含めた既存の租税特別措置等についても、「合理性」、「有効性」、「相当性」の観点から、要望内容の徹底した見直しを行った。(要望の見直し内容は下記表を参照)

た見直しを行つた。(安皇の見直し内谷は下記表を参照)		
<今回の見直しによる要望内容>		※減収見込額は精査中
①要望項目数	53項目(うち新規10項目、	拡充11項目、延長32項目)
②減収見込額	4,994百万円(新規・拡充タ	· 分)
③廃止額・項目数	6,818百万円(15項目)	
④ペイ・アズ・ユー・	整合(1,824百万円の増収)	
ゴー原則との整合性		
(2-3)		
⑤延長分の減収見込額	230,820百万円	
<8月末の要望時点との比較>		
①要望項目数の比較	76項目(8月末)から53項	目に削減
②取り下げ額・項目数	56,391百万円(23項目)	
	※8月末の要望事項を大幅に	見直し

3. 重要施策の推進のための見直し

今回の要望事項の見直しに当たっては、2. に示した絞り込みの作業と併せて、 豊かな暮らしの実現、我が国の活力・成長力の強化に関する事項を中心に、追加的 な検討を行い、重要施策を効果的に推進するため、下記の事項について要望の追加 ・拡充を行った。

く豊かな暮らしの実現>

- 〇住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例措置等の延長及び拡充
- 〇高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充

< 我が国の活力・成長力の強化>

- 〇海外建設プロジェクト形成促進税制の創設
- 〇外航日本人船員に係る所得税、住民税の軽減措置の創設
- 〇スーパー中枢港湾の外貿埠頭会社に係る税制の拡充及び創設
- 〇国内線に就航する航空機に係る特例措置の延長及び拡充
- 〇運輸事業振興助成交付金制度の継続

4. 8月末の要望事項の見直しにより取り下げた項目

今回の要望事項の見直しに当たって、2. に示した考え方に基づく絞り込みの作業により、8月末に要望した新規・拡充の項目のうち下記の事項について要望の取り下げを行った。

- ○国内観光旅行税制の創設
- 〇良質な民間賃貸住宅建設促進税制の創設 等

平成22年度国土交通省関係税制改正要望(主要事項)の概要

I. 豊かな暮らしの実現

平成21年10月30日

1. 眠れる金融資産を活用した住宅取得の促進

住宅取得等資金に係る贈与税非課税枠の拡大

○眠れる金融資産を活用して若年世代の住宅取得等を促進するため、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠を 500万円から2000万円に拡大するとともに、省エネ・耐震改修等に要する資金を適用範囲に追加

<u>2. バリアフリー化の推進</u>

交通バリアフリー化促進税制の延長及び拡充

○鉄道駅エレベーター、ノンステップバス、バリアフリー対応型航空機、LRV等の整備の際の負担軽減措置 (法人税、固定資産税、不動産取得税等)を延長するとともに、鉄道駅の可動式ホーム柵を新たに特例措置の 対象に追加

住宅バリアフリー改修促進税制(固定資産税)の延長

○高齢者が安心し自立して暮らせるため、バリアフリー化の費用負担を軽減

3. モビリティの向上

遅延対策のための鉄道駅の大規模改良工事に係る特例措置の拡充

○通路等混雑、輸送障害に起因する鉄道の遅延対策のための折返設備、プラットホーム拡幅等の施設整備を特例 措置(固定資産税、都市計画税)の対象工事に追加

特定地域におけるタクシー事業適正化に伴う特例措置の創設

○減車を伴う事業再構築を行う事業者に対する事業所税の非課税措置を導入

Ⅱ. 我が国の活力・成長力の強化

1. 成長力・国際競争力の強化

海外建設プロジェクト形成促進税制の創設

○我が国建設産業の海外市場開拓等を促進することを目的とする法人税等の特例措置の創設

外航日本人船員税制の創設、国際船舶等の特例措置の延長

○我が国外航海運の国際競争力の強化のため、外航日本人船員に係る所得税、住民税の軽減措置の創設、国際船舶 に係る登録免許税及び外航用コンテナに係る固定資産税の軽減措置の延長

スーパー中枢港湾の外貿埠頭会社・公社に係る税制の拡充・創設

○スーパー中枢港湾での外貿埠頭公社・会社のコンテナ埠頭に係る固定資産税等の特例の延長・拡充、外貿埠頭 会社の登録免許税の軽減措置の創設

<u>2.地域の自立・活性化</u>

地方航空路線維持のための航空機に係る特例措置の延長及び拡充

○地方航空ネットワーク維持を図るため、国内線航空機に係る特例措置(固定資産税)について、主に地方路線に用いられる航空機を対象に適用を中型機まで拡充し、軽減期間・軽減率を拡充のうえ延長

住宅以外の家屋に係る特例措置の延長

○都市機能維持・増進を通じた地域活性化のため不動産取得税の特例措置を延長

中小企業投資促進税制の延長

○中小企業者のトラック、機械等の設備投資を促進するための特例を延長

運輸事業振興助成交付金制度の継続

○トラック・バス事業等における適正化対策、安全対策、環境対策等に活用されている運輸事業振興助成交付金制 度を継続

Ⅲ. 低炭素社会の構築

1. コンパクトなまちづくりの推進

エコ・コンパクトシティ形成促進税制の創設

○コンパクトな都市構造を実現するため、病院、保育所、図書館等暮らしの向上に資する施設について、人が集まっている地区への集積の促進等を支援

2. 省エネ・グリーン化の推進

自動車グリーン税制の延長及び拡充

○次世代自動車の一部を新たに対象とするなど所要の見直しのうえ、環境性能に応じた特例措置(自動車税、自動車取得税)を延長するほか、小型トラック等について自動車グリーン税制の対象とするなど、グリーン化を推進

住宅に係る省エネ改修促進税制(固定資産税)の延長

○窓の二重サッシ化等の省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の特例措置を延長

Ⅳ.国民の安全・安心の確保

1. 地震対策の推進

事業用建築物に係る耐震改修促進税制の延長

○今後の大規模地震の危険性を踏まえた建築物ストックの安全性確保のため、既存建築物の耐震改修を促進する ための特例措置(法人税・所得税)の延長

鉄道駅の耐震補強工事に係る特例措置の延長

○国の補助金を受けて緊急に実施する鉄道駅の耐震補強工事に係る負担軽減措置(固定資産税)の延長

2. 水害・土砂災害対策の推進

雨水貯留浸透施設に係る特例措置の延長

○浸水被害防止のため設置する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長